

取り組み推進方針の中で「取組として疑問のあるもの」、「不足していると思われる取組」についていただいたご意見に対する回答

	条	取り組み	疑問	意見	意見に対する回答	担当課
			不足			
1	7 条	自治会加入の促進	不足	パンフレット配布のみでは不足。	自治会加入については法的強制力がなく、加入率の低下は市としても大変苦慮している問題です。市の補助金を出す際に自治会加入に努めることを要件にするなど、行政としてもできる限りの取組をしていますが、地域の自治会においても自治会への勧誘活動に力をいれていただくなど、市と各地区区長会とで協力して取り組んでいきたいと考えています。	市民協働課
	7 条	自治会加入の促進	疑問	担当課は市民協働課とあるが、転入者への加入働きかけとして市民課も必要ではないか。	市民協働課では、自治会加入案内のリーフレット及び自治会加入申込書を作成しています。これらについては、市民課及び各コミュニティーセンター窓口において、転入者があった場合に配布するなど、市民課等においても取組を行っています。また、都市計画課（建築確認担当部署）、上下水道課（水道開始申込み部署）、生活安全課（防災ラジオ貸与受付部署）においても同様の取組をはじめました。	市民協働課

	8 条	夢づくり地域交付金制度の運用	疑問	まちづくり組織とそれ以外の市民団体をもっと連携させて補助した方が良いのではないかな。	地域の課題解消や活性化に取り組むまちづくり推進組織には「夢づくり地域交付金制度」による財政的支援をする一方で、市民団体には、公益的な活動を行う場合に、「夢づくり市民活動補助金制度」による財政的支援をしています。いずれも事業審査会を経て交付決定がされていますが、まちづくり基本条例において市長が認める団体（市内 8 地区のまちづくり推進組織）とそれぞれの理念に基づき活動している市民団体とでは性格が異なることもあるため、一括りにすることは考えていません。市としては任意の市民団体等からまちづくり推進組織との連携等についての相談があった場合には助言を行うなど、「情報の共有」、「情報の発信」ができるように配慮していきます。	市民協働課
	8 条	夢づくり地域交付金制度の運用	不足	土岐市等のように前もってハガキで申し込みをし、金融機関等で購入した方がよかったのではないかな。	ご意見は夢商品券のことだと思います。夢づくり地域交付金は、市内 8 地区のまちづくり推進組織に対し交付するもので、別のものです。（ご意見については担当部署に伝えます。）	市民協働課
	9 条	子ども及び若者のまちづくりへの参加促進	不足	働きかけ、P R 方法の検討	どのような手法による働きかけ、P R 方法が効果的なのか、この会議の場を含め市民の皆さまからのアイデア、ご意見等も参考にさせていただきながら検討していきます。	市民協働課

	9 条	夢づくり市民活動補助制度の設置運用	不足	書類提出の多さと締切が早いので補助金額によりレベルを変えたらどうか	そういった要望は申請団体からもいただいております。書類の多さについては、できる限り簡略化したいとは考えておりますが、公金の支出という性格上、行政の単純確認だけでなく、市民の方にも開示できる形で証拠書類を整える必要があることから、補助金額に応じて提出書類を変えることは困難です。ご理解をいただきたいと思います。締切については、今年度は初回応募団体の申請額が少なく予算額に余裕がありましたので、追加の募集を急ぎ行ったという経緯がありました。このため期間が短いと感じられたのかもしれませんが。初回は毎年度同様の時期に行っていきますので、時期に慣れていただければ解消されるのではないかと思います。広報につきましても、募集案内記事を締切り 2 ヶ月前には掲載するように努めています。	市民協働課
	10 条	市民活動補償保険制度の設置（再掲）	疑問	自治会活動に限定するべきではない。瑞浪市のまちづくりに関係する活動まで広げるべき。	基本的に市民団体が行う公益的な活動を対象としています。条件がございますので、その事業が対象になる事業かという詳細は個別に問合せをいただきたいですが、自治会活動のみではなく、例えば土岐川清掃やまちづくり推進組織の行う活動も対象になります。	市民協働課
	10 条	まちづくり活動拠点施設の整備	疑問	前提としてそういう団体の意見をヒアリングしたのか。一方的になっていないか。	基本的には庁舎であり、その一部を使用いただくこととなります。まちづくり推進組織に使用していただく部分については、市内 8 地区の区長会長で組織する連合自治会と市内 8 地区のまちづくり推進組織で形成するまちづくり推進協議会連絡会にご意見を伺いながら進めています。	市民協働課

2	8 条	まちづくり推進組織の活動等についての情報提供	不足	情報発信方法の検討（SNS等）	現在の状況ですが、まず、各地区のまちづくり推進組織はそれぞれが創意工夫してホームページ、SNS等を運営しています。市においては市ホームページのトップページに各組織のリンク先を貼り付けることにより、各組織の情報を発信しています。今後、西分庁舎において、各組織のイベント情報などを一堂に集め掲示することで、「情報の共有」、「情報の発信」を行っていく予定です。SNS等による情報発信については、どのような手法が効果的なのか検討をしていく必要がありますので、委員の皆さまからご意見等いただきたいと思います。	市民協働課
	8 条	まちづくり推進組織の活動等についての情報提供	不足	活動参加への若者に対する積極的な啓発が必要ではないか	各地区機関紙（まちづくり新聞等）を発行、配布するなど周知に努めています。今後、西分庁舎においても各地区の機関紙等を一堂に集め、イベント情報などの提供をしていきますが、やはり行政の発信にも限界があると思います。各地区の集会、PTA、幼児のお迎え時など、ロコミ等により友人・知人をお誘いいただき各種事業に参加してもらうなど、市民同士においても情報交換、情報共有をしていただきたいと思います。市においても、引き続き有効となる啓発手法を探っていきます。	市民協働課

9 条	子ども及び若者のまちづくりへの参加促進	不足	子ども及び若者への参加を促進するのであればまちづくり推進組織や市民活動団体を紹介したり、そういった団体と共同で企画を立てたりまちづくりワークショップを開催すべき。	【教育委員会】 青少年健全育成の取組で中学生や高校生と地域住民がまちづくりについての意見を交換できる機会を設けています。 【市民協働課】 地域の課題解消、活性化に取り組むまちづくり推進組織とは意見交換を行い、連携した取組等を行っておりますが、市民団体はそれぞれの理念に基づき活動をしてみえますので、市からの提案については難しいところもあります。団体からそのような需要、また相談等があればさまざまな手法を検討していきたいと考えています。	社会教育課/ 市民協働課
9 条	子ども向けまちづくり活動啓発パンフレットの作成、配布	疑問	見たことがないのです。新規事業とのことですが、本年度はどのようなものを発行されましたか。	現在、どのような内容にすると分かりやすいのかなど企画、検討中です。今年度中には印刷発行します。	市民協働課
18 条	市が委嘱する各種審議会委員会への女性委員の登用推進	不足	庁内掲示板を活用し働きかけますだけでなく、もっと広く PR する方法はないでしょうか	女性に限らずこれまで市政に参画する機会が少なかった市民の皆様から広く意見を伺うため、平成 26 年度から審議会等委員の公募制度として、従来の「一般公募制度」(広報等で随時公募)に加え、「候補者登録制度」を開始しました。これは毎年千人(無作為抽出)に「公募委員候補者名簿」への登録を依頼し、登録者に各種委員への就任をお願いする制度です。市は女性委員の割合向上のためにも公募委員制度の積極的な活用に努めますが、市民の皆様にもぜひ委員公募の機会を逃さず、市政に参加していただきたいと考えます。	生活安全課

3	17 条	全般	疑問	市民の立場では検証の方法及び評価が難しい	ご意見のとおりではあると思いますが、「市民と行政の協働のまちづくり」を進めるため、まちづくり基本条例においても、市民まちづくり会議がその役割を担うことになっており、行政の立場からはできるだけ分かりやすく説明等を行ってまいります。委員の皆さまにおかれましても会議の主旨をご理解いただき、ご協力をお願いします。	市民協働課
	17 条	夢づくり地域活動支援室設置	疑問	行政（支援）連絡員として全職員はもとより、退職者（OB）への支援働きかけ	行政との連絡調整も行うという意味で職員に辞令交付をしています。退職OBに対しては連絡員としての位置付けではなく、各地域の課題解消、活性化のため、これまでの職場で養われた知識・経験を活かして積極的にまちづくりに参加、支援をいただくように啓発していきます。	市民協働課
	17 条	研修制度の運用と評価	疑問	若手職員に有効な研修とは何をもって判断しているのですか。研修というインプットのあとのアウトプットはしているのですか。有効であったという評価は何をもっておこなっていますか。若手職員に対しどんな研修を受講してみたいかヒアリングは行っていますか。逆に提案させるのはどうですか。	若手職員に対しては、市民に信頼される職員を育成するためのファーストステップとして、自治体職員としての倫理や仕事の取り組み方、接遇などの基礎的な研修が必要であると考えています。 また、アウトプットの方法としましては、研修後に研修内容をレポートにまとめ報告する、一部研修についてはフォローアップ研修を実施するなどしています。 研修の有効性については、研修後のアンケート調査または受講生からのレポート内容により評価しています。 ご提案いただきました、希望する研修内容の調査につきましては、実施に向け検討させていただきます。	秘書課

	18 条	企業・大学等との協定締結	疑問	瑞浪市ではまちづくりのために、どういった企業や大学と、具体的にどういった内容の協定で、どんな事業をされていますか。	瑞浪市では中京学院大学と協定を結んでいます。この協定は、市と大学が包括的な連携のもとに、産業・文化・福祉・教育等の分野で相互に協力し、協働のまちづくりを推進するとともに、大学における教育・研究及び地域社会の発展と優れた人材の育成に寄与することを目的としています。具体的には、夢づくり地域交付金審議会委員として教職者の派遣をしていただいたり、学生に認知症サポーター養成講座の受講をしていただき認知症サポーターになっていただいたり、地区のまちづくり事業への協力などさまざまな分野での協働を行っています。防災では、医師会、歯科医師会、L P ガス協会、石油商業組合、建設業協会、管工事組合、土地家屋調査士会、各ゴルフ場、老人ホーム、東濃厚生病院等と災害時支援についての協定をしています。12 月には市内の金融機関との包括連携協定を結びました。また、今年度中に市内の高等学校と域学連携を結ぶこととしており、若者参加のまちづくりの充実を進めています。	市民協働課
--	------	--------------	----	--	---	-------